

平塚市週休2日制確保工事実施要領(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、平塚市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休2日制を確保する工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型により行う。

3 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1)設計時に4週8休を考慮していない工事
- (2)社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事
- (3)作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
- (4)その他対応が困難と発注者が判断した工事

4 用語の定義

(1)通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2)月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日数現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3)完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週ごとに、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所日等とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っていれば、達成しているものとみなす。

なお、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができるものとする。

また、ここでいう週の定義は、「土曜日から金曜日まで」を基本とする。

(4) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(5) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(4)と同様とする。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(7) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(8) 現場完成日

施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(9) 対象期間

工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間、その他受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

5 工事の実施

(1) 工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 受注者は、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表、先月の実績と今月の計画を示した月間工程表及び施工完了実績と全体計画を示した実施工程表を適宜必要に応じて監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を、翌月５日以内を目安に監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届の提出前に「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休２日制に取り組む工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日制に取り組む工事	
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。	
工事名：	〇〇〇〇工事（建築）
発注者：	平塚市長
受注者：	〇〇建設㈱

（２）工事成績評定への反映

完全週休２日を達成した場合には、工事成績評定を１点加点する。

なお、月単位の週休２日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、１点減点する。

６ その他

「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和６年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和６年９月１日以降に公告するモデル工事に適用する。なお、令和６年８月３１日以前の公告分については、従前の例による。

附則

この要領は、令和８年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。なお、令和８年３月３１日以前の公告分については、従前の例による。

附則

この要領は、令和８年７月２２日以降に公告する工事に適用する。なお、令和８年７月２１日以前の公告分については、従前の例による。